

健保 だより

2025
秋号

令和6年度決算をお知らせします



●目 次

- 令和 6 年度 決算のお知らせ 2
- 従来の健康保険証が使えなくなります 4
- 当健康保険組合 ホームページ開設のお知らせ !! 5
- 医療の情報共有はここまで進んでいる !! 6
- あっ、電子証明書の有効期限が切れてる ! 8

ご家庭に持ち帰ってみなさんでお読みください

東洋電機健康保険組合

保険給付費や納付金等の支出総額が減少、 保険料収入の増加もあり 経常収支は昨年に続き黒字決算

令和7年8月5日に開催された第156回組合会で、
令和6年度決算が可決・承認されましたので、その概要をご報告いたします

■介護保険
保険給付費や納付金等の支出総額が減少したことに加え、保険料収入の増加が寄与し、経常収支は昨年に続き黒字決算となりました。

令和6年度の決算について、一般保険収支は、収入が8億9318万円、支出が6億8760万円となり、2億558万円の黒字となりました。

また、前年度繰越金1億1872万円を控除した実質収入額は7億7446万円となり、支出を差し引いた実質の経常収支も8686万円の黒字となりました。

■収入と支出

収入については、基本となる保険料収入が、ベースアップ等の給与引き上げの影響による標準報酬月額標準賞与額の増加で前年比約3867万円増の7億4896万円となりました。

支出については、保険給付費は3億9548万円で、療養給付費や家族療養費が約2860万円減少し、昨年の4億2623万円から3075万円の減少となりました。また支出の大きなウェイトを占める納付金は1億9385万円で、前年比約1553万円の減少となり、支出総額6億8760万円で予算を6364万円下回る大幅な支出減となりました。

質の経常収支差引額は保険料率改定の影響(16.8→14.0%)で、349万円の赤字決算となりました。引き続き黒字決算となりました。

令和6年度の決算について、一般保険収支は、収入が8億9318万円、支出が6億8760万円となり、2億558万円の黒字となりました。

また、前年度繰越金1億1872万円を控除した実質収入額は7億7446万円となり、支出を差し引いた実質の経常収支も8686万円の黒字となりました。

は当初予算を9300万円上回ったことにより、2億558万円のうち1億円を別途積立金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。介護保険については、2702万円のうち1200万円を法定準備金へ積み増し、残額1502万円を次期繰越金として処分します。

■保健事業

保健事業は前年度に引き続き「インフルエンザ予防接種費用の一部補助」、「家庭常備薬の配付」を実施したほか、30歳以上の被保険者の「人間ドック」を事業主(法定検診部分の7150円(税込))と健保組合で全額負担して実施しました。また、人間ドック(40歳以上の特定健診)の結果、生活習慣病発症リスクの高い人に対して行われる「特定保健指導」の初回面談(一部の事業所でWEB面談)を、事業主の協力のもと就業時間内に各事業所内で実施しました。その他、今年度は「歯科健診」を12年振りに復活して実施しました。

は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。介護保険については、2702万円のうち1200万円を法定準備金へ積み増し、残額1502万円を次期繰越金として処分します。

質の経常収支差引額は保険料率改定の影響(16.8→14.0%)で、349万円の赤字決算となりました。引き続き黒字決算となりました。

令和6年度の決算について、一般保険収支は、収入が8億9318万円、支出が6億8760万円となり、2億558万円の黒字となりました。

また、前年度繰越金1億1872万円を控除した実質収入額は7億7446万円となり、支出を差し引いた実質の経常収支も8686万円の黒字となりました。

■決算残金処分

決算残金処分は、一般保険については当初予算を9300万円上回ったことにより、2億558万円のうち1億円を別途積立金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。介護保険については、2702万円のうち1200万円を法定準備金へ積み増し、残額1502万円を次期繰越金として処分します。

は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。

は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。

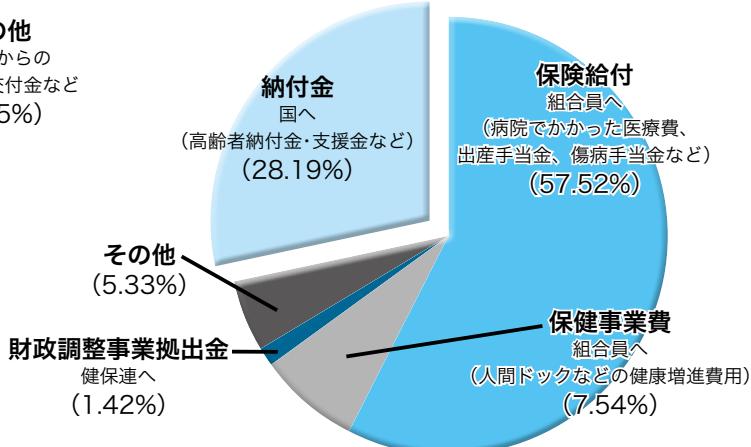
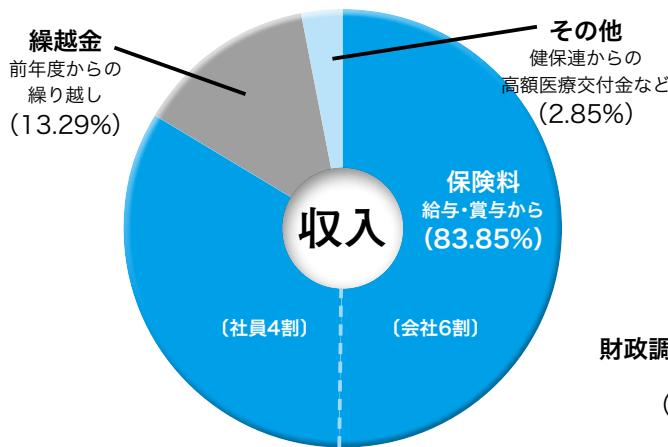
は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。

は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。

は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。

は当初予算を9300万円上回ったことは、法定準備金へ積み増すこととします。残りの1億555万円を次期繰越金とし、3万円を財政調整事業繰越金として処分します。

健康保険の決算総額 収入 8億9,317万9千円 支出 6億8,759万7千円



【収入】

科 目	決算額(千円)	備考
保 険 料	748,962	会社と社員の負担割合は 6:4 (保険料率は 9.8%)
国 庫 負 担 金 収 入	182	高齢者納付金・支援金に 対する費用負担の補助
調整保険料収入	9,774	各健保組合間の財政を調 整するための支援金
繰 越 金	118,723	前年度からの繰り越し
繰入金(別途積立金)	0	別途積立金の取り崩し
財政調整事業交付金	6,804	高額医療に対する交付金
国 庫 補 助 金 収 入	7,511	後期高齢者支援金、特定保 健指導実施に対する助成
雑 収 入	1,223	
合 計	893,179	

【支出】

科 目	決算額(千円)	備考
事 務 所 費	29,373	職員給与、健保システム・事務所の 賃借料など
保 険 給 付	395,480	
法 定 給 付 費	387,579	医療費、出産手当金、働きない場合 の傷病手当金などの給付
付 加 給 付 費	7,901	法定給付費に加算して支給する当健 保独自の給付
納 付 金	193,853	
前期高齢者納付金	34,254	高齢者の保険制度間の費用負担を調 整するための費用
後期高齢者支援金	159,597	
退職者給付拠出金	1	退職者の保険制度間の費用負担をす るための費用 (経過措置)
病床転換支援金	1	介護用病床の確保等による医療費適 正化のための費用
保 健 事 業 費	51,842	人間ドック、予防接種、常備薬配布 等の健康増進のための費用
財政調整事業拠出金	9,742	各健保組合間の財政を調整するため の拠出金
そ の 他	7,307	
合 計	687,597	

【決算残金処分内訳】

種 別	金額(千円)	備考
繰 越 金	105,551	次年度の予算に繰り越し
別 途 積 立 金	100,000	国債にて保管
財政調整事業繰越金	31	先払い保険料(任意継続被保険者)
合 計	205,582	

【財産目録】

種 別	金額(千円)	備考
法 定 準 備 金	170,289	健康保険法で規定された準備金
別 途 積 立 金	657,734	法定準備金以外の積立金
退 職 積 立 金	8,230	職員用退職金の積立
合 計	836,253	定期預金・社債にて保管(一部支払基金への委託金)

介護保険の決算総額 収入 1億528万7千円 支出 7,826万8千円

【収入】

科 目	決算額(千円)	備考
保 険 料	74,751	会社と社員の負担割合は 5:5 (保 険料率は 1.40%)
繰 越 金	30,509	前年度からの繰り越し
国 庫 補 助 金 収 入	0	総報酬割全面導入にともなう特例 措置の助成
雑 収 入	27	
合 計	105,287	

【支出】

科 目	決算額(千円)	備考
介 護 納 付 金	78,268	介護保険法で規定された納付金
介護保険料還付金	0	
積 立 金	0	
予 備 費	0	
合 計	78,268	

【決算残金処分内訳】

種 別	金額(千円)	備考
繰 越 金	15,019	前年度の予算に繰り越し
準 備 金	12,000	定期預金にて保管
合 計	27,019	

【財産目録】

種 別	金額(千円)	備考
準 備 金	70,833	介護保険法で規定された準備金
合 計	70,833	定期預金にて保管

従来の健康保険証が
使えなくなります



令和6年12月2日より、医療機関等を受診する際には、マイナ保険証の提示が基本となり、健康保険証の新規発行が廃止されました。現在は発行済の健康保険証に限り使える経過措置期間となります。（令和7年12月1日まで）

令和7年12月2日以降は、従来の健康保険証が使えなくなり、マイナ保険証を基本とする体制へ完全に移行します。医療機関等を受診する際は、マイナ保険証もしくは資格確認書をご利用ください。使用できなくなった従来の健康保険証・資格確認書(短期)は、事業所や健康保険組合への返却は不要です。

●マイナ保険証を登録していない方

令和7年10月末頃時点でマイナ保険証未登録と確認された方を対象に、
有効期限付きの資格確認書を令和7年11月中頃から順次、事業所経由で一
斉交付します。申請は不要です。

医療機関等を受診の際はこの資格確

認書をご利用ください。なお、資格確認書の有効期間は3年間（2028年11月30日まで）としました。有効期間中に、マイナ保険証の利用登録を済ませてください。

高齢受給者証などの医療証をお持ちの方は、資格確認書ご利用時に併せて提示が必要です。



マイナンバーカードの
保険証利用登録は
こちらから



健康保険証の完全廃止に関するスケジュール

当健康保険組合の

ホームページ開設のお知らせ!!



スマホ
対応

ホームページ画面のデザインは予定です。



URL : <https://toyodenki-kenpo.or.jp>

■19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の人への特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われましたが、これを踏まえ、被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが現行の「年間収入130万円未満」から「年間収入150万円未満」に変わります（令和7年10月1日以降の届出分より）。年間収入要件以外については、従来どおりの基準が適用されます。

■令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金は、令和8年4月分保険料（5月納付分）より健康保険料・介護保険料と合わせて健康保険組合が徴収することになります。ただし、健保組合が加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることはできません。

支援金は少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付などさまざまな施策に充てられます。詳細はこども家庭庁のホームページをご覧ください。

法
改
正
等

令和7年11月より、当健康保険組合のホームページを開設します。
「健保だより」にて健保組合の情報発信をしてきましたが、情報提供の量やタイミングなど、年2回の発行では限界があり、ホームページを開設することになりました。
最新のお知らせのほか、健康保険のしくみや「住所・氏名を変更した」「欠勤・休職した」「医療費が高額になった」といったケースに応じた解説や手続きにも簡単にアクセスできます。また、申請書のダウンロードも可能です。健康診断やインフルエンザ予防接種補助などの保健事業もご紹介します。
加入者の皆さまの利便性を図るべく、隨時、情報をUPしてまいりますので、ぜひ、お役立てください。
なお、ホームページ開設に伴い、従来からの、「健保だより」を簡素化いたします（現在：A4判4頁・オールカラー→令和8年春号から：A4判4頁・オールカラー）。予算や決算、重要な法改正などの情報はそちらでもご覧いただけます。

医療の情報共有はここまで進んでいます!!

マイナ保険証(マイナンバーカード)により、医療の現場がすでに情報共有されていて、医療の質や安全性とともに、医療の効率化を高めています。

今までの健康保険証は、保険資格の確認のためだけに使われていました。

一方、マイナ保険証は、見た目はマイナンバーカードに変わっただけに見えるかもしれません、医療の現場において、ネットワークで情報のやり取りを可能にするなど、大きな変化をもたらしています。

厚労省は医療DXとして、「全国医療情報プラットフォーム」というデータネットワークを利用し、医療情報基盤である、次の3つのサービスを中心に、利用とメリットの拡大を推進しています。

オンライン資格確認等システム

マイナ保険証を利用した場合、医療機関や薬局の窓口では、患者の保険資格が有効かどうかの判断が画面に出力され、「所属健保組合、記号・番号・枝番、氏名、性別、生年月日、住所、窓口での負担割合など」基本的な情報を見ることができます。

さらに別画面では、医療機関の「受診歴や診療薬剤実績・特定健診の結果等」も確認することができ、薬局では、

薬剤師が患者の服用していた薬を確認できます。

これらの基礎的な健康情報を共有することで、診察を行う医師の判断はより早く正確になります。

通常、診療情報まで閲覧できるのは、医療機関と薬局の他には、訪問看護ステーションでのみ可能となっています。

また、資格確認で情報の一部が閲覧できるのは、柔道整復師、あん摩ほり・きゅうの施術所、および介護サービスの事業者や自治体、保健所で、介護保険や公費受給、母子保健、予防接種などの事務手続きや、確認用に利用されます。

ただし閲覧には、本人の同意が必要で、同意から24時間内しかアクセスできないようになっています(自治体除く)。

月日などで患者情報(薬剤・健診・診療情報)を確認することが可能となっています(『マイナ救急』別掲)。

なお、健保組合では、資格確認および特定健診情報を閲覧できますが、法的権限により同意を必要としていません。

このシステムは、2021年10月から本格稼働しています。

電子カルテ情報共有サービス

ため、電子カルテの利用は、非常に効率のよい医療事務が可能となります。電子カルテを利用する医師は、患者の過去の診療記録、検査結果、服薬履歴などの確認に加え、別の医療機関で診断された傷病名やアレルギー、感染症情報、検査結果なども正確に把握できるようになります。

ムダな重複検査や投薬がなくなり、電子カルテを利用した医師は、患者の過去の診療記録、検査結果、服薬履歴などの確認に加え、別の医療機関で診断された傷病名やアレルギー、感染症情報、検査結果なども正確に把握できるようになります。

ムダな重複検査や投薬がなくなり、



厚生労働省ホームページより

電子カルテは現在、大規模病院の85%以上、診療所では45%程度の医師が利用しています。その電子カルテに記録された情報を、全国の他の医療機関等で閲覧できる仕組みが電子カルテ情報共有サービスです。

電子カルテは、医師が診断内容を入力し、処方内容(薬の種類・用量・服用方法など)を選択すると、処方箋が作成されます。また、診療行為に基づく点数計算(診療報酬明細書)レセプト)の作成ソフトと連携できる

より安全で効率的な、医療の提供に役立ちます。

厚労省は2025年1月からこのサービスのモデル事業を始め、年内には本格運用を開始するとしています。

電子処方箋管理サービス

電子処方箋は、医師が電子カルテで作成した処方箋を、電子処方箋管理サービスに登録し、データ連携する仕組みです。

このサービスを利用する薬剤師は、患者の資格情報を確認して、登録された処方箋データを薬局のシステムに取り込み、必要な薬を調剤します。

患者が受診した他の医療機関や薬局での処方・調剤内容を確認することができるので、重複投薬防止や服薬管理の効率化を図ることができます。

このシステムは、2023年1月から運用が開始されますが、電子処方箋に対応している薬局は現在91.5%で、発行する側の医療機関全体では36.3%と少し対応が遅れています。

メリットを生かしましょう！

今後、高齢化による社会保険料のさらなる増加や少子化による人手不足など、医療や介護、健康保険にはさまざまな課題がありますが、情報共有を進

めることで解決できることは多いと思います。

メリットを充分に生かすには、マイナ保険証（マイナンバーカード）を利用する必要があります。

情報漏洩の心配が全くないとは言えませんが、そのことに敏感になつて、医療全体の効率化を停滞させ、さらには治療のための医療情報の活用を自ら拒否するなど、どう見ても前向きな選

択とは思えません。医療現場では、すでに個人の情報は連携され、多方面で利用されています。また、全体の67%の人が医療機関でマイナ保険証を利用しています。

そろそろマイナ保険証に切り替えてみてはいかがでしょうか。それとも最後の一人になるまで頑張りますか？

【本文参考：厚生労働省ホームページ】

マイナ救急

119番通報時

指令員が通報者に対してマイナ保険証の準備を依頼

傷病者が情報閲覧に同意する

救急隊員がマイナ保険証を読み取り、医療情報などを閲覧する

円滑な搬送先医療機関の選定や処置に活用

※各消防本部によって、マイナ救急の流れは若干異なる場合があります。

政府広報オンラインホームページより

グループ会社3社が「かながわ健康企業宣言事業」に参加しました

「健康経営優良法人認定制度」には、大企業向けと中小企業向けの2つの部門があり、中小企業向けの認定を受けるには、健康保険組合が所属している健康保険組合神奈川連合会の「健康企業宣言事業」に参加する必要があります。この事業は、企業が従業員の健康を将来への投資と考え、積極的に健康づくりに取り組むことを支援する制度です。

東洋工機(株)、泰平電機(株)、東洋商事(株)はこれに参加し、令和7年9月に「かながわ健康企業宣言証」を受け取りました。

これから各社は、健康経営優良法人の認定を目指して、保健指導の利用、運動機会の増進、受動喫煙対策、感染予防対策、過重労働対策、メンタルヘルス対策等に取り組みます。

健康保険組合は情報提供や保健指導などを通じて、サポートしていきます。



あっ、電子証明書の有効期限が切れてる! 大丈夫3ヶ月間はマイナ保険証が使えます

3ヶ月間は引き続きマイナ保険証で受診できますが、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。



マイナ保険証をご利用の方へ

デジタル庁のホームページより

マイナンバーカードは必ず更新手続きをしましょう

マイナンバーカードに格納されている電子証明書には5年の有効期限が設定されています。

有効期限経過後3ヶ月後の末日には、マイナ保険証として利用ができなくなります。

有効期限の2~3ヶ月前に、自治体から「有効期限通知書」が届きますので必ず更新を行いましょう。更新にかかる手数料は無料です。

また、マイナンバーカード自体にも有効期限があり、有効期限は10年(未成年者は5年)です。



今後もマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う予定のない方へ

お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、ご利用ができなくなります。

令和7年12月1日までにお手元に届くよう、「資格確認書」という証明書を一斉交付いたします。医療機関受診には「資格確認書」をご利用ください。

※高齢受給者証などの医療証をお持ちの方は、医療機関受診時に「資格確認書」と併せて掲示が必要です。

※一斉交付による「資格確認書」の申請は必要ありません。交付時期に健康保険組合にて、マイナンバーカードの健康保険証利用未登録の方を確認し、交付いたします。

当組合加入者の
保険証の利用登録
の割合
(令和7年7月現在)

66%